⑶　主な収益

①　雑益の明細

（単位：円）

区　　分	金　　額	摘　　要
職員住宅賃貸料	7,276,871	
手数料	11,468,948	児童手当拠出金事務手数料
雑収入	30,822	外国送金組戻に係る為替差益他
計	18,776,641	

弁理士登録公告

平成22年11月17日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
11月17日	17271	新井　宏
11月17日	17272	佐々木雄高

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年9月1日	06972	神崎　敬直	死亡抹消
平成22年10月18日	08807	中林　幹雄	〃
平成22年11月8日	09823	金井　英幸	申請抹消
平成22年11月8日	11794	宮島　元子	〃
平成22年11月9日	08411	田原寅之助	〃
平成22年11月10日	09960	大橋　英明	〃
平成22年11月12日	09915	富田　健三	〃

弁理士数　8,719名

（平成22年11月17日現在）

平成22年12月6日　　日本弁理士会

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年５月10日に告知した同会所属弁護士　伊関　正孝　会員（登録番号20214）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年11月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年11月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成22年11月15日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳以上の女性（推定）、着衣及び所持物品等身元がわかるものはない

上記の者は、平成22年10月24日午後１時30分頃、岡崎市中之郷町字堤下地内の矢作川中州にて土器を探していた住民が川底に沈んでいた頭蓋骨様のもの２片を発見し、岡崎警察署に通報されたものです。

遺骨は、当市において火葬に付し、市内才栗町の岡崎墓園（やすらぎ公園）の無縁供養塔に納骨していますので、お心あたりの方は当市福祉保健部生活福祉課まで申し出てください。

平成22年12月6日

愛知県　　岡崎市長　柴田　紘一

無縁墳墓等改葬公告

県営土地改良事業宮古島市新城西地区、ほ場整備工事のため無縁墳墓について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から起算して一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成22年12月6日　　沖　縄　県

１　墳墓所在地　宮古島市城辺字新城北野加那96番地

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　沖縄県宮古島市平良字西里1125番地　沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課土地改良班（電話0980―72―2365）

公示送達

盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法第98条第５項の規定による通知は、送付を受けるべき者がその受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて当該通知の内容を次のとおり公告する。

平成22年12月６日

盛岡広域都市計画事業
浅岸地区土地区画整理事業
施行者　盛岡市
代表者　盛岡市長　谷藤　裕明

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　盛岡市浅岸二丁目６番１号

氏名　吉村　栄吉

２　通知の内容

⑴　平成６年３月29日付け５盛区第４―189号で指定した次の仮換地については、新たに仮換地を指定する事由により、その指定を取り消します。

従前の宅地　浅岸字前野37番

仮換地　街区番号33　符号10

仮換地の指定を取り消す日　平成22年８月30日

備考

１　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑵　盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有の宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、次のとおり仮換地を指定します。

なお、同条第５項の規定による仮換地の指定の効力発生の日及び同法第99条第２項の規定による仮換地について使用又は収益を開始することができる日は、次のとおりです。

従前の宅地　浅岸字前野37番の一部

地目　畑

登記地積　1,057㎡

実測地積　1,085.40㎡

仮換地　街区番号６　符号３

地積　約329㎡

仮換地の指定の効力発生の日　平成22年８月30日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

備考

１　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からは、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

３　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

４　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。